陳述及び氏名等の公表に関する意向確認書

（１）地方自治法第 242 条第 7 項に規定する陳述に関すること。

・監査委員は，請求人に陳述の機会を与えなければならないとされていますが，

● 陳述を　　ア　希望する。　　イ　希望しない。

（２）地方自治法第 242 条第 5 項に規定する公表に関すること。

・監査委員は，住民監査請求監査結果について公表しなければならないとされていますが，

● 請求人個人が識別できる情報について，

ア　公表する。　　イ　公表しない。

令和　　年　　月　　日

取手市監査委員　殿

住　所　取手市

請求人　電　話

氏　名